



有料職業紹介 つしま紹介所 (0567) 26-1281
 訪問介護 ナイス・ケア (0567) 26-3699
 通所介護 ナイス・デイ (0567) 26-1282
 宅老&託児 ナイス・ホーム (0567) 26-1282
 E-mail info@s-o-s.co.jp
 ホームページ <http://www.s-o-s.co.jp>
 (有)サポート・ワン・サービス 愛知県津島市愛宕町4-113 〒496-0036
 代表TEL:(0567) 26-3921 / FAX:(0567) 26-3922

vol. 67 (平成18年3月9日発行)

お内裏様とお雛様



落ち着いた感じのふたり…

3月3日の雛祭り。
 今年はちょっと工夫をこらし、ダンボールを利用して、実物大の型を作りました。
 みんなで、『お内裏様とお雛様になろう!!』と利用者さんとスタッフがペアになり楽しむことができました。

表情も豊かで演技力抜群! スタッフの厳正なる審査の結果「江戸時代に、こんな雰囲気の人たち居そうだよ〜。」と選ばれた上位3組です。



やさしい感じのふたり…



元気なふたり!

ナイス・デイ利用状況 (定期利用者数)

月	火	水	木	金	土	日
10名	9名	10名	8名	9名	9名	10名



1月~3月初めの間に、お誕生日の似顔絵プレゼントを受取った利用者さんは5名です。(記念の写真を撮れなかった方ごめんさい。載せませんでした。)



ケアマネ一年生?? 第3話

注:このコーナーに掲載される話はスタッフの実話です。

2月中に、3・4回目の連日研修がありました。開口一番、講師の先生に『みなさん、すごく恵まれていると思ってくださいね。今までは、こんな実践レベルの研修内容はなかったんですよ!』と言い切られてしまいました。(…手取り足取り覚えさせなきゃ役にたたないと言われていたようにも聞こえたが…、ひねくれた捉え方をするのは私だけかな…)
 3・4日目は、ほとんどの時間が事例検討をするためのグループワークでした。
 電話がかかってきて、話を聞く場面から開始。(“トゥルル〜”と電話音を言うのは笑っちゃいましたが。)実際に困っている人からの電話がかかってくるのならいろいろ想定ができるのですが、自分達で勝手に考えながら、「いやぁ〜実は でねえ、どうしたらいいもんだか困るとるんだわねえ…」な〜んてやり取りをしなきゃいけないもんだから、施設職で、現実困っている人からの電話を受けたことが無い人は、困っている人の状況設定が出来ず、ものすご〜くやりづらそうでした。
 この2日間の研修を通して、講師の先生が次のように一貫して言い続けられました。
 【『御用聞きにならないケアプランを考えられるようになりなさい!!』に困るとる、どうにかしてくれ。』と利用者さんに相談されたとき、「じゃあ、ヘルパーを利用しましょう。」といっても、家事などの代行ではなく、一緒にうごけるような援助を計画しなさい。介護保険施行以来、5年の月日がたち、どうあるべきか、が見えてきた以上、ケアマネの思考をポジティブにし、利用者さんに対しても『 がやれるようになりたい』等の前向きな計画書を作れるようにならないといけない。】
 そんなことを言われても、いざ書類を作り始めると、何がなんだかさっぱり解らなくなってしまいました。何を優先したらいいのか、どう表現したらわかりやすい文章を作れるのか、書類作成はとっても大変でした。もう、どうなることやら…

ナイスな手作業

〜 雛人形飾り 〜



スタッフと利用者さんが一緒になって、7段飾りのお雛様を綺麗に飾り付けることが出来ましたよ



ナイスな勉強会・・・「生活援助のプロって難しい・・・」

この題目、ある利用者さんからいただいた紳士的な一言がきっかけで、改めて考えさせられています。
 『あなたたちは、介護(ヘルパー)のプロでしょう。だったら、この家の習慣を、1~2度説明したら、ちゃんとその通りに行なえるようになるべきではないですか?昔なら当たり前に行っていた習慣が、今の人たちには出来ないことが多いですね。』(これを苦情とするか否かは各自の判断に任せます。)
 事業所にとって、(介護保険の中で一番軽視されてはいますが)何よりも一番難しい「生活援助」のサービスです。訪問介護に携わっているヘルパーであれば、必ずこの壁にぶち当たる事があるでしょう。
 介護保険が始まる前、ヘルパー利用されていた方からは、全額自費負担だからこそその分りやすいキツイ言葉をいただいたことがありました。『こんなまずいもん(食事)作って行かれても困る。掃除もきっちりやれんようなヘルパーに金払うのなんかもったいないわ!!二度と来るな!!金返せ!!』(まさに苦情…)
 しかし、そのスタッフがどの家に行っても同じことを言われるわけではありません。自分の日常生活で身に付いている習慣と、利用者さん宅の習慣に大差がなければ、受け入れていただけることのほうが多いのです。
 核家族が多く、昔からの日常的な習慣を姑から教わることもなく、楽さを重視した生活習慣が多くを占めるようになり、古きよき習慣が受継がれていないのだと、改めて感じています。
 きっかけをくれた利用者さんに、『何故分らんのだろうか。』と問いかけられても何も返せない、また、良い習慣を知りたくても、家政学でもなく調理技術でもないため、悲しいかな、教わる場所さえありません。
 各家庭に、習慣マニュアルがあるわけもなく、1週間に数時間程度の訪問でそのお宅の習慣全体を頭に叩き込める者は多くはいません。“生活援助=できて当たり前の行為”と思われがちかもしれませんが、何十件もの利用者さん宅の習慣を身に付けることは至難の技。努力あるのみで関わらせていただきたいと思います。

〜 ここのトイレ、あそこのトイレ 〜

「出掛けようと思うけど、どういトイレがあるのか心配でな〜。」という利用者さんとの会話から、この地域にある施設やお店などのトイレを探索し、掲載することになりました。(注:トイレの良し悪しを評価するための掲載ではありません。)
 今回はアルテマナカ津島店です。



新しい(?)ためか、とてもスペースが広くとってあり、車イスの方でも楽〜に入りできそうでした。



編集後記

先月の編集後記に“要介護1の方が更新時に要支援1もしくは2になった場合の変化は大きくなさそうでした”と記載しましたが、介護予防の中味を調べれば調べるほどに全く予測が立たなくなってきました。とりあえずわかったことは、要支援1になった方の訪問介護や通所介護の利用は、週1回程度、要支援2になった方は週2回程度、包括支援センターが認めた場合等は週2回以上の利用を見込める設定らしい。訪問介護の中でも生活援助の利用は、上限が1.5時間になることでした。
 さて、1月から『ケアマネ1年生』を掲載していることで、居宅介護事業を立ち上げるのだったらと申出をして下さる利用者さんの声を頂戴しました。事業所としても本当に嬉しい言葉でした。
 しかし、当面は、どうなるかわからない法改正によって、現在の業務が繁雑にならないように体制を整えておくことを優先したいという結論に達しました。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします(H)